○国土交通省告示第千三百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オオサコ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日野町根雨

字舟谷下平ラ　五二七番　五二七番地先道路敷　五二八番　一号から四号まで、六号、七号、十号及び二十四号から二十七号まで

字舟谷上ミ平ラ　五四〇番　五号及び八号、十一号から十四号まで、二十号から二十三号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

なつち谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県日野郡日南町三栄

字矢戸渡上江　一八〇六番一　一号　一八〇七番　二号及び三号　一八〇七番地　四号及び五号　先河川敷　一八〇九番　四十四号及び四十五号

字上原井手ウエ　一七六二番三　六号及び七号　一七六六番一　八号及び九号　地先道路敷　一七六六番　十号から十二号まで　一七六九番三　十三号及び十四号　二一二六番　十五号　二一二五番　十六号

一七七六番二　十七号　地先道路敷　一七七六番一　十八号　地先道路敷　一七七八番三　十九号

鳥取県日野郡日南町矢戸

字名土谷尻　一二〇七番二　二十号　一二〇七番一　二十一号及び二十二号　地先道路敷　一二〇七番一　二十三号及び二十四号　一二〇六番一　二十五号及び二十六号

字名土家ノ前　一二〇五番一　二十七号から二十九号まで

一二〇五番二　三十号　一二〇五番二　三十一号　地先道路敷　一二〇四番三　三十二号　一二〇四番六　三十三号　一一九三番四　三十四号及び三十五号　地先道路敷　一一九〇番地　三十六号　先河川敷　一一八九番地　三十七号から三十九号まで及び四十一号　先河川敷　一一八九番　四十号　一一八七番一　四十二号及び四十三号　地先河川敷

字橋床

字清水田

○国土交通省告示第千三百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古志町川B及び同支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県出雲市古志町

字宇賀　二二三八番二　一号　二二三八番一　二号及び十号　二二四二番　三号　二二四六番　五号　四四二四番一　六号及び十一号　二二四一番　七号から九号まで　四号

字新宮　四四二二番続一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱十二号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県出雲市古志町

字丁通　二二六五番　二二七二番　十二号から十七号まで及び三十六号　十八号から二十号まで及び二十九号から三十五号まで

二二六二番二　二十六号　二二六二番一　二十七号　二二三六番一　地先道路敷　二十八号　二十一号及び二十二号

字新宮　四四一九番三　四四一九番八　二十三号　四四二二番続一　二十四号　二二三九番一　二十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

覚泉寺浴川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県浜田市三隅町岡見

字宇賀　七四〇番　一号　四八六二番　二号　七五二番　三号　七七三番　四号　七七四番　五号　四八六一番　六号から八号まで　四八五八番　九号及び十号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県邑智郡川本町大字川下　三二〇二番三　一号及び二号　三二〇二番一　三号から十一号まで、十三号及び十四号　三二〇六番九　十二号　三二〇六番一五　十五号　三一八一番　十六号から二十号まで　一二二六番三　二十一号　一二二六番一　二十二号

○防衛省告示第二百九十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十二年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、百里飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年十二月二十八日

防衛大臣　一川　保夫

昭和四十一年防衛庁告示第十一号の一部を次のとおり変更する。

第四項の表飛行場灯台の項中「二十閃光（三秒毎に」を「二十八閃光（約二秒毎に」に、「十五万カンデラ」を「五万カンデラ」に、「二万二千五百カンデラ」を「一万カンデラ」に改める。

○防衛省告示第三百号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月二十八日

防衛大臣　一川　保夫

日　時　平成二十四年一月十七日から同月二十三日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

区　域　下北半島東方の次の(ア)から(オ)までの五地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(オ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四一度三二分四七秒

(イ)　北緯四一度一八分一〇秒　東経一四一度三三分四七秒

(ウ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二六分四七秒

(エ)　北緯四一度一五分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

(オ)　北緯四一度一六分一〇秒　東経一四一度二四分四七秒

なお、射撃は(エ)の地点付近の陸上から海面に向けて発射される。

その他

一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。